

事務連絡
平成 21 年 12 月 14 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について
(二訂版)

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」でお示してきたところである。

今般、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況と各都道府県における対応状況を勘案し、新型インフルエンザ（A/H1N1）のサーベイランス体制を平成 21 年 12 月 14 日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」第 2 に掲げる電話による速やか連絡体制については、引き続き、同様の対応をお願いしたい。

また、本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 6 項第 1 号に規定するインフルエンザをいう。

記

第 1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制の見直し

新型インフルエンザに係るサーベイランスについて、以下のとおり見直しを行う。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添 1）

集団発生に係る厚生労働省への報告対象施設から、保育所を除くこととする。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添 2）

継続して実施する。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス（別添 3）

継続して実施する。

- (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
- ・すべての入院医療機関において、新型インフルエンザ（A／H1N1）に限らず、インフルエンザ様症状を呈する患者の入院を確認した場合に保健所に対し連絡を行うこととする。
 - ・PCR検査は、インフルエンザ様症状を呈する入院患者のうち、死亡例又は重症化した患者のみに行うこととする。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

- (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）
- 継続して実施する。

第2 変更時期について

都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡で変更された事項を運用されたい。

- (1) クラスター（集団発生）サーベイランス
平成21年12月14日からの運用で、14日～20日の週の情報を22日までに報告する。
- (2) 入院サーベイランス
平成21年12月21日からの運用とする。

（参考）平成21年10月8日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」

第2 本事務連絡の第1に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要であることから、次に掲げる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

1 厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行う事象

- (1) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A／H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A／H1N1）と判明した場合（検査により新型インフルエンザ（A／H1N1）と判明した場合を含む。）
- (2) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (3) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合